

関係会社の整理・合理化方針

1 基本的な考え方

機構の経営の効率化と透明化を図る観点から、関係会社としての必要性を再整理し、引き続き関係会社との取引関係等の透明化に努めつつ、関係会社が経営的に自立できるよう経営基盤の強化を図ること等により、最終的には機構の関係会社でなくすることを基本的な方向性として、以下の取組みを実施することとします。

ただし、実施に当たっては、内閣府において設置されている「独立行政法人都市再生機構の在り方に関する調査会」の議論を踏まえて行うものとし、

2 整理・合理化の内容

最終的には、経営的な自立化等により機構の関係会社でなくすることを基本的方向として、

① 株式売却協議の開始

平成 24 年度から 19 法人（②の機構の出資会社及び③の存続会社を含む）を対象に出資目的の達成等の条件が整った法人から関係会社及びその株主等と株式売却協議を開始するものとし、

売却にあたっての諸条件について合意できた関係会社から順次株式売却を実施するものとし、

② 株式持合の解消に着手

平成 24 年度から 25 年度を目処に 6 法人を対象として、株式持合いによる複雑な資本関係を解消することとし、機構の出資会社の子会社化を図ることとし、

③ 経営統合等の自立化方策に着手

平成 24 年度から 26 年度を目処に 4 法人を対象として、関係会社が経営的に自立できるよう、経営基盤の強化を図るため統合等を実施することとし、

上記、関係会社の整理・合理化を行う中で、関係会社の利益剰余金相当額を適切に回収できるよう努めるとともに、当面、機構の関係会社として存続する会社については、利益剰余金の返納等の取組みについても実施することとし、また、これらの取組みを行うことにより、平成 28 年度末（概ね 5 年後）を目途に、5 法人程度、機構の関係会社でなくすることとし、

なお、当該取組みを進めるに当たっては、居住者に対するサービス水準の維持及び関係会社の従業員（約 1 万人）の雇用等に配慮しつつ行うものとし、

3 その他

機構の賃貸住宅業務と密接な関わりがある関連公益法人については、内閣府に設置された「独立行政法人都市再生機構の在り方に関する調査会」における議論と並行して引き続き検討することとし、検討に当たっては、住宅管理業務を効率的に実施するとともに、機構の一層の収益拡大を図ることを基本的な方向性として、機構が自ら実施すべき現地管理業務については、民間事業者が採用している運営形態を踏まえつつ、国土交通省と連携の上外部有識者等の意見を聴取し結論を得た上で、平成 24 年度中に当該法人を再編することとし、